

質問

総会で承認された工事を決算期末までに実施しなかった場合、規約違反となりますか。

(相談概要)

総会で承認された工事について、理事会は決算期末までに当該工事を実施しませんでした。 一部の組合員から規約違反との指摘がありましたが、この場合どのような対処が必要ですか。



回答

理事会は管理組合の業務を執行する機関であり、総会で決議されたことを実行する義務を負います。したがって、総会において承認された工事を実施しなかった場合は、 理事会はその理由を組合員へ説明する責任があります。

総会前に、当該工事を実施しなかった理由や経緯を広報等で事前に説明することが望まれます。その上で、総会において、本件に関し例えば工事の取り止めや実施の延期等の変更議案を上程することが必要でしょう。

また、総会時には監事により、管理組合の業務の執行に関する監査結果を報告することになると思われますので、その説明を加えてもらうことも考えられます。

<ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。
 - 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- ○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。